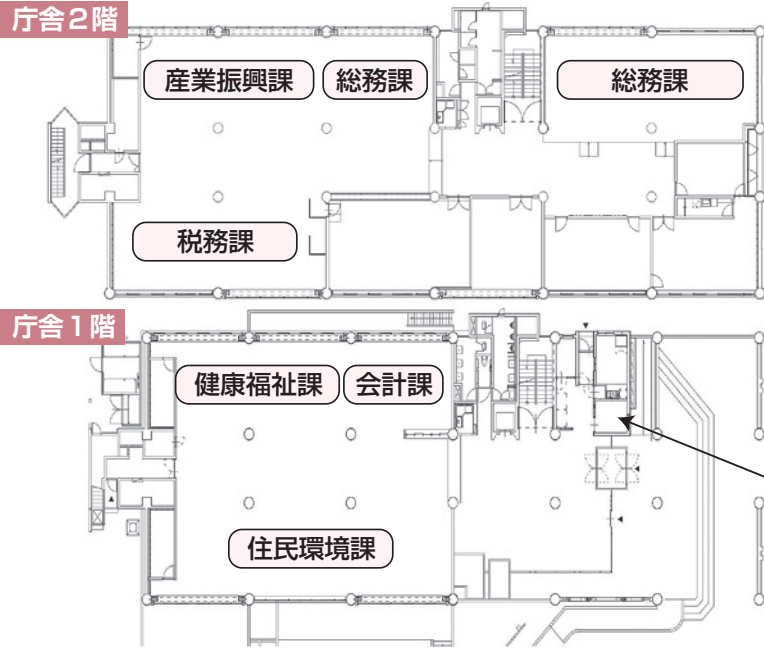


～庁舎耐震補強及び大規模改修工事が終了しました～



平成26年6月から始まった庁舎耐震補強及び大規模改修工事がこの度終了いたしました。長い期間、ご迷惑をおかけしましたが、ご協力ありがとうございました。なお、工事に伴い課の配置が変更になりましたのでお知らせします。

各課配置	
3F	議会事務局
2F	総務課・税務課・産業振興課
1F	会計課・住民環境課・健康福祉課
別棟2F	建設水道課

- 多目的トイレが新設されました
- 地下に地下会議室が新設されました

平成28年度の第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料について

介護保険料は、高齢化が進むなか、介護サービスの充実や施設等の整備、介護予防を進めるために必要な保険料となっております。介護保険料は3年ごとに見直され、平成27年度に介護保険料が変わりました。町民の皆さまには、ご理解とご協力をお願いします。

今年度の介護保険料は平成27年の住民税課税状況が決定後、7月中旬にお知らせする予定です。4月から6月分の介護保険料月額は4月中旬に発送予定の諏訪広域連合からの通知をご確認ください。

条件		保険料年額平成28年度	保険料段階(保険料率)
住民税の課税状況(本人・世帯)	本人の前年の合計所得金額など※1		
老齢福祉年金受給者または生活保護受給者			
非課税世帯	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計	80万円以下	25,680円 第1段階 (基準額×0.40)
		80万円を超える方 120万円以下	41,730円 第2段階 (基準額×0.65)
		120万円を超える方	44,940円 第3段階 (基準額×0.70)
本人は非課税 世帯は課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計	80万円以下	57,780円 第4段階 (基準額×0.90)
		80万円を超える方	64,200円 第5段階 (基準額)
課税世帯	前年の合計所得金額	80万円未満	67,410円 第6段階 (基準額×1.05)
		80万円以上 125万円未満	70,620円 第7段階 (基準額×1.10)
		125万円以上 200万円未満	86,670円 第8段階 (基準額×1.35)
		200万円以上 300万円未満	102,720円 第9段階 (基準額×1.60)
		300万円以上 400万円未満	109,140円 第10段階 (基準額×1.70)
		400万円以上 600万円未満	121,980円 第11段階 (基準額×1.90)
		600万円以上 1,000万円未満	131,610円 第12段階 (基準額×2.05)
		1,000万円以上 1,500万円未満	141,240円 第13段階 (基準額×2.20)
		1,500万円以上	150,870円 第14段階 (基準額×2.35)

※1 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 高齢者係 電話27-1111 (内線127)